

② 第49回 衆議院議員総選挙および 第25回 最高裁判所裁判官国民審査のお知らせ

問 笠間市選挙管理委員会(総務課内：内線 207)

10月31日(日)は、第49回衆議院議員総選挙および第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票日です。選挙は、私たちの代表を選ぶ大切な機会です。安易に棄権することなく進んで投票しましょう。

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を満たしている方です。

- ・年齢要件 平成15年11月1日までに生まれた方。
- ・住所要件 令和3年7月18日までに笠間市に住民登録をされた方(転入届をされた方)で、引き続き3か月以上笠間市内に住所を有している方。

最近市内に転入された方

令和3年7月19日以降に転入届をした方は、笠間市で投票はできません。前の住所地で投票できる場合がありますので、前住所地の選挙管理委員会にお問合せください。

市内で転居した方

令和3年10月6日までに転居届を提出した方は、**新住所地の投票所**となります。

令和3年10月7日以降に転居届を提出した方は、**前住所地の投票所**となります。

投票所

投票は、市内51か所の投票所で行われます。各世帯に郵送される「入場券」に投票所の略図が記載されていますので、自分の投票所を確認してください。(「入場券」は10月19日から順次発送されています。)

投票時間

投票時間は、どの投票所も終了時刻を2時間繰り上げ、**午前7時から午後6時まで**です。その時間以外には投票することができませんので、ご注意ください。

期日前投票

投票日当日に所用等のため投票所で投票できない方は、期日前投票により投票することができます。入場券裏面の宣誓書に必要事項を記入のうえ、持参してください。

- ・期間 10月20日(水)～10月30日(土)
- ・時間 午前8時30分～午後8時まで
- ・場所 笠間地区の方：笠間市役所笠間支所
※選挙区が異なるため、笠間市役所本所・岩間支所では投票できません。
友部・岩間地区の方：笠間市役所本所・岩間支所
※選挙区が異なるため、笠間市役所笠間支所では投票できません。

不在者投票

10月20日(水)からできますが、事前に手続きが必要になりますので、お早めに笠間市選挙管理委員会にお問合せください。

- 【対象】
- ・笠間市に住民登録をしているが、笠間市外に滞在もしくは旅行している方
 - ・県指定の病院に入院、施設に入所している場合など